第４次苓北町地域福祉計画

令和５年３月

熊本県苓北町

苓北町社会福祉協議会

■　目　　次　■

第１章　計画策定にあたり **1**
１．計画策定の背景 1
２．地域福祉計画策定の基本的な考え方 4
３．地域福祉計画の位置付け 5
４．地域福祉計画の期間・計画の見直し 6

第２章　町の地域福祉の状況 **7**
１．地域福祉を取り巻く状況 7
２．地域福祉に関する住民意識・課題 9
３．取り組みの進捗状況 14

第３章　計画の基本理念と基本目標 **17**
１．計画の基本理念 17
２．計画の基本目標 18

第４章　計画の施策の展開 **19**
１．施策の体系 19
２．施策の展開 21
基本目標１　ともに助け合い、支え合う地域づくり 21
基本施策１　地域福祉に関する住民参加の促進 21
基本施策２　地域福祉を支える団体との連携 24
基本施策３　地域福祉の担い手づくり 25
基本目標２　適切に福祉サービスを提供するための仕組みづくり 27
基本施策１　福祉サービスの基盤整備 27
基本施策２　安心してサービスを利用できる仕組みづくり 29
基本目標３　誰もが安心して生活できるまちづくり 31
基本施策１　地域資源の有効活用 31
基本施策２　要支援者・要配慮者への支援体制 33

第５章　計画の推進に向けて **35**
１．計画の推進 35
２．計画の進捗状況・評価 35

資料編 **37**
地域福祉計画策定委員会設置要綱・名簿 37
用語解説 39

第１章　計画策定にあたり

１．計画策定の背景

（１）地域福祉とは

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、すべての人々が住み慣れた家庭や地域の中で、安心して、いきいきと自立した生活を送ることを願い、地域住民、行政、事業者、各種団体などが協働して、地域全体の生活課題を解決していく取り組みを「地域福祉」といいます。

また、社会福祉法第１条で「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定し、同第４条において、地域住民等は「地域福祉の推進に努めなければならない」と明言されています。

（２）地域福祉の必要性

少子高齢社会が進む我が国では、厳しい経済情勢の中、国民の意識や価値観さらには生活課題が多様化し、社会状況が大きく変化しています。本町においても例外ではなく、少子高齢化の波は、国、県よりいち早く進んでいる一方で、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域のつながりが希薄化するなど、地域社会も変容し、地域の福祉課題はより一層複雑化してきています。

今までの福祉行政は、高齢者や障がいのある人、経済的に困っている人など限られた人へのサービスが制度上進められてきましたが、このような従来型の行政が提供するサービスだけでは、複雑化した地域の福祉課題に対応することができなくなりつつあります。

これからは、行政をはじめ住民や、事業者、各種団体など地域を構成するすべての人々が、生活の拠点である地域の中で連携を図り、それぞれの役割を果たしながら地域のあらゆる課題を解決していこうとする積極的な行動、つまり「地域福祉」の実現が必要となってきます。

（３）計画の法制上の定義

近年の福祉の動向を見てみると、平成２年福祉八法の改正以降、住宅サービスの法制化、措置権の市町村への移譲に伴う保健福祉サービスの一元化や、高齢者、障がいのある人、児童各分野におけるサービスの計画化などにより、地域住民の生活に密着した保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりが市町村で進められてきました。

そのような中で、平成１２年６月に、社会福祉事業法が社会福祉法へと改正・改称されました。この社会福祉法においては、地域に即した創意と工夫による総合的な福祉サービスの実施、福祉サービスに対する地域住民の理解と協力が定められるなど、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられるようになりました。

さらに、社会福祉法第４条に地域福祉に関すること、第１０７条では市町村地域福祉計画の規定、第１０８条では都道府県地域福祉計画の策定の規定が設けられました。

○ 社会福祉法　第１０７条　　平成３０年４月１日施行

（市町村地域福祉計画）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○ 社会福祉法　第１０６条の３　　平成３０年４月１日施行

（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

２　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

２．地域福祉計画策定の基本的な考え方

本町において、「第８期高齢者福祉計画、介護保険事業計画」、「第３期障がい者計画・第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」、「第２期子ども・子育て支援事業計画」など、個別の事業計画を策定し、様々なサービスや各種施策を展開しながら、福祉の増進を図ってきました。

しかし、歯止めのかからない少子高齢化の進展や介護疲れ、育児不安、ひきこもり、子どもや高齢者への虐待、景気の長期低迷を背景とした雇用不安など様々な社会問題が増加しており、本町においても例外ではありません。平成２８年４月には熊本地震が発生し、あらためて地域コミュニティの必要性が再認識されている中、今後災害時における要支援者・要配慮者への支援のあり方も重要な課題となっています。

こうした状況に対応するため、福祉分野では度重なる制度改正が行われており、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等において様々な取り組みが進められています。

本町では、平成１９年３月に、自助・共助・公助の一体化を基本的なスタンスとした「第１次苓北町地域福祉計画」（表１－１参照）を策定しました。この計画に基づきボランティア活動の促進や地域づくりに取り組み、各種福祉サービスの提供などを推進してきました。その後、平成２５年３月に第２次計画を、平成３０年３月に第３次計画を策定しました。このような状況の中、第３次計画が令和４年度に終了することから、地域の課題を明らかにするとともに、これまでの取り組みをさらに強化し、地域福祉の推進を図ることを目指し、「第４次苓北町地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

表１－１

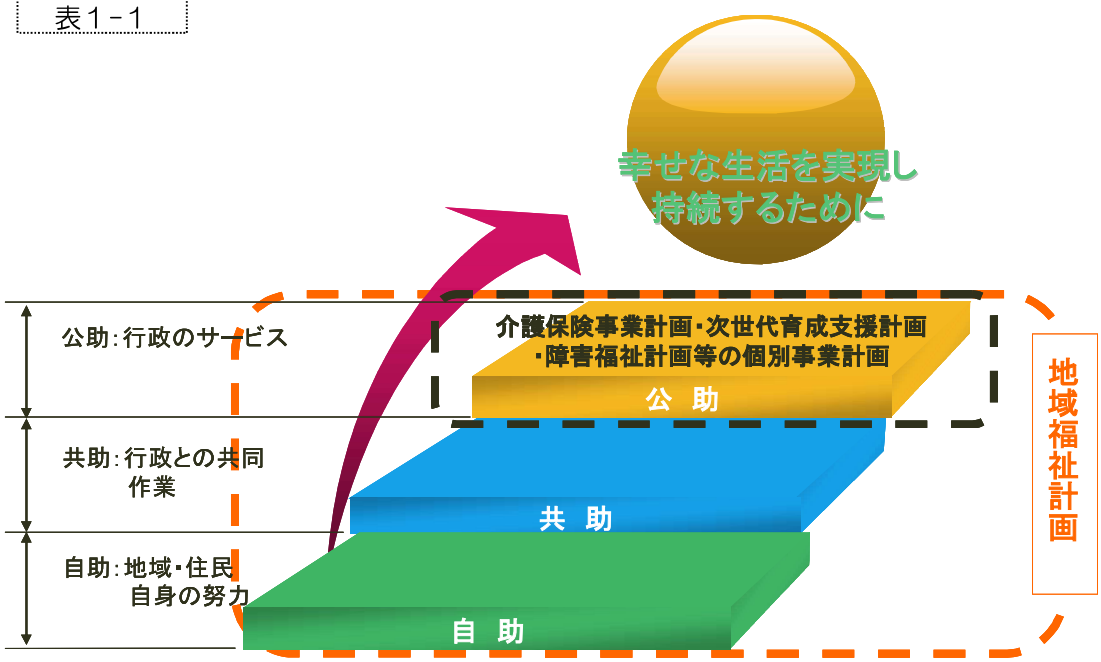

３．地域福祉計画の位置付け

「本計画」は、「苓北町振興計画：第７次基本構想・第１３期基本計画」と保健福祉部門の個別計画（高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援計画等）との中間に位置していることから、地域福祉を推進するための基本理念や取り組みの方向性を定め、地域において福祉を総合的に推進する基本計画です。（表１-２参照）

なお具体的な取り組みの内容については、毎年度策定する苓北町振興計画実施計画や、個別の福祉分野については別途策定している各分野の個別福祉計画に委ねることとし、これらの計画と整合性を図って策定します。本計画は、社会福祉法第１０７条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられます。

表１-２

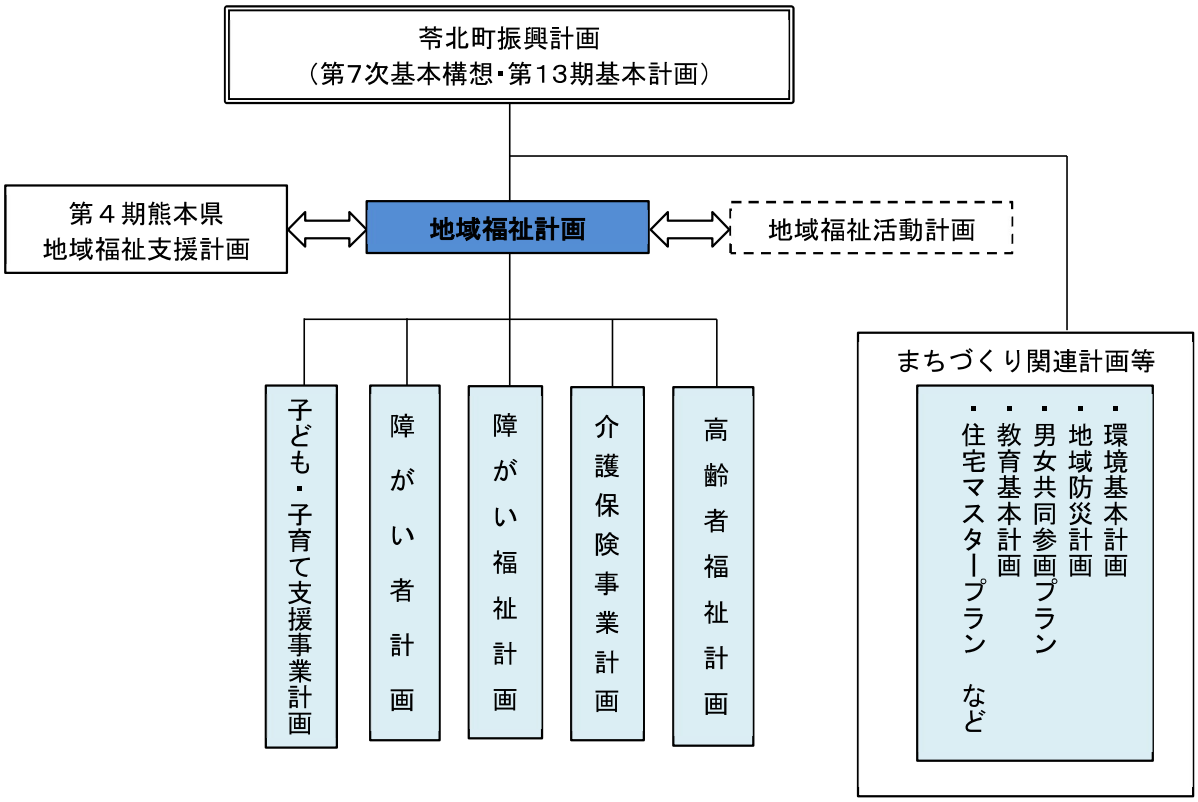

４．地域福祉計画の期間・計画の見直し

本計画の期間は、令和５年度から令和９年度までの５年とし、計画の期間内においても地域の実情の変化等により、見直しの必要が生じた場合は見直すこととします。（表１-３参照）

表１-３

＝計画期間及び見直しについて＝

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
計画策定	←→					
計画期間		←→	←→	←→	←→	←→
計画見直し		必要に応じて、適宜行う				

第２章　町の地域福祉の状況

１．地域福祉を取り巻く状況

（１）苓北町の現状

本町の地域福祉を取り巻く現状は次のとおりです。（表２-１参照）

平成３０年から令和４年までの人口推移を見てみると、毎年減少傾向にあり５年間で全人口は７６９人減少しています。

また、高齢者人口は１０人増加しており、１５歳未満の年少人口は１６３人減少しており、少子高齢化はますます進んでいます。（表２-２参照）

表２-１

（令和４年 10 月１日現在）

総人口	６，５２９人	ひとり親世帯数	７８世帯
世帯数	３，０１３世帯	民生・児童委員数	２６人
65 歳以上人口	２，８８７人	ボランティア団体数	４団体
65 歳以上構成比	４４．２％	ＮＰＯ法人数	４法人
15 歳未満人口	６３８人	介護保険施設数	５施設
15 歳未満構成比	９．７％	認知症グループホーム	２施設
生活保護世帯数	２４世帯	小規模多機能ホーム	１施設
要介護認定者数	４９０人	住宅型有料老人ホーム	１施設
身体障がい者数	４１７人	障がい者施設数	４施設
知的障がい者数	７４人	保育所	６園
精神障がい者数	１０７人	学童保育所	６園

※身体・知的・精神障害者数は手帳所持者の数　　※その他福祉施設は養護老人ホームと老人福祉センター

表２-２

年齢区分別人口の推移（住民基本台帳：各年 10 月１日現在単位：人）

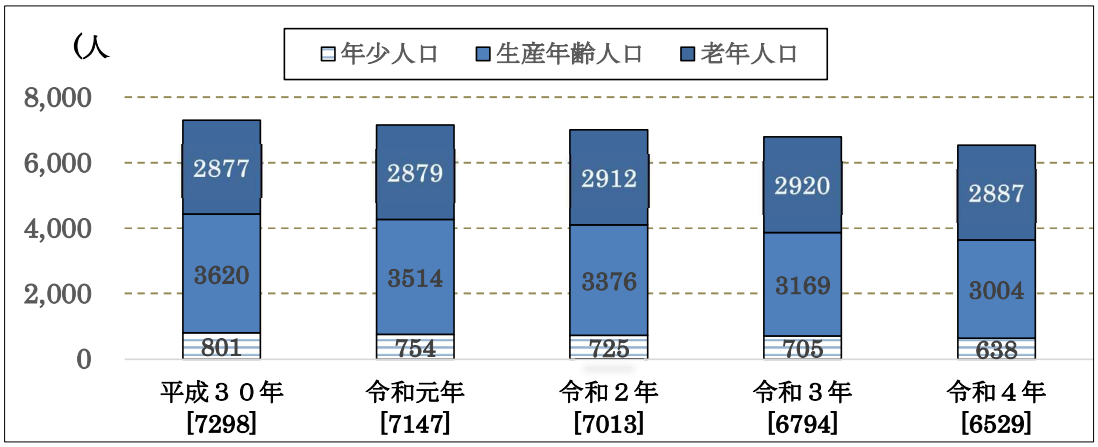

※年少人口→0～14 歳以下　生産年齢人口→15～64 歳以下　老年人口→65 歳以上

（2）将来人口推計

令和２年度から令和７年度までの５年間で総人口の推計は、721 人減少する見込みです。

生産年齢人口（15～64 歳）と、年少人口（0～14 歳）は減少傾向にあり、生産年齢人口割合は、平成 30 年以降 50%を下回り、令和 22 年には 40%程度になると推計されます。

65 歳以上の高齢者人口は、2,800 人前後で推移していますが、令和 12 年以降は高齢者人口も減少し、令和 22 年には 2,000 人近くにまで減少すると推計されます。

高齢化率は、令和２年度 41.5%から令和７年度は 45.2%と推計され、その後も上昇し、令和 22 年には 50%を上回ると推計されます。

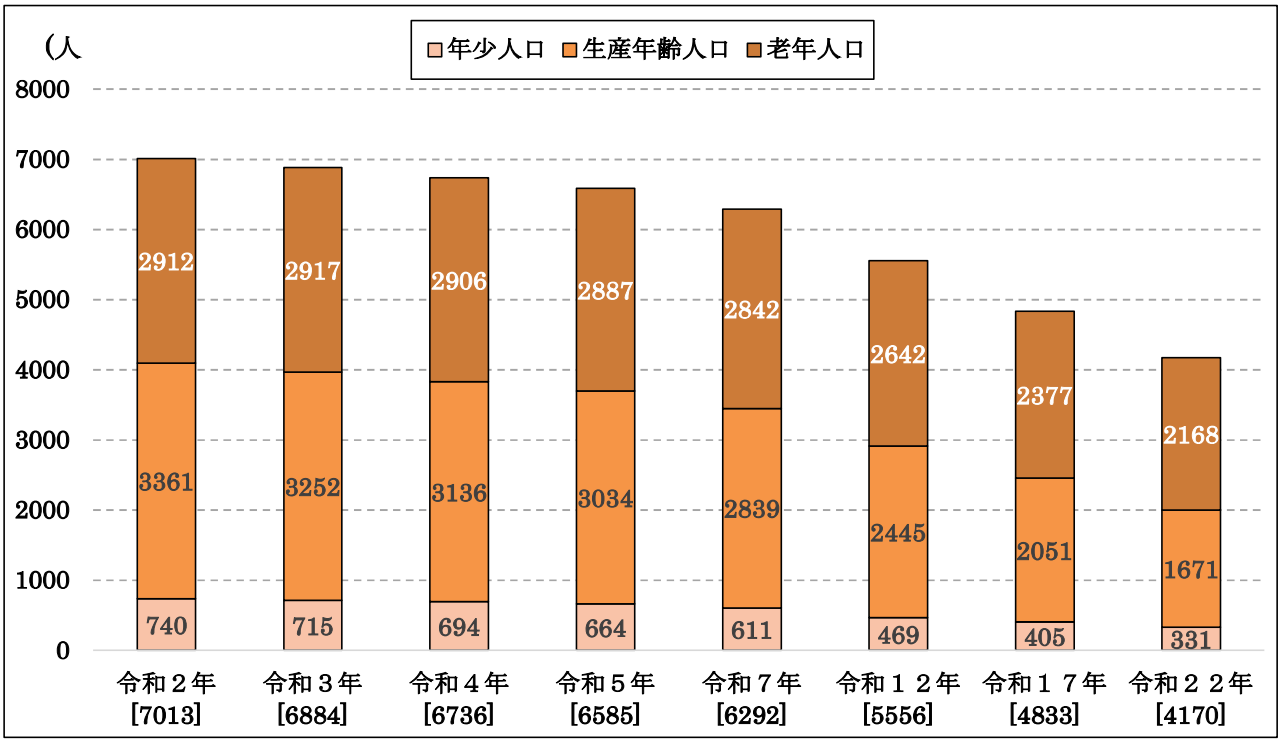

※年少人口→0～14 歳以下　生産年齢人口→15～64 歳以下　老年人口→65 歳以上

出典：独自推計（令和３年～令和 22 年）

※令和３年以降は、平成 28 年～令和２年の苓北町統計の推移を基に、コーホート変化率法を用いて独自に算出。

２．地域福祉に関する住民意識・課題

計画策定の基礎資料として、次の会議を実施しました。

（１）苓北町民生委員・児童委員協議会定例会の開催

苓北町民生委員・児童委員協議会で委員の皆さんより、本計画の策定に向けて、意見をとりまとめました。

◆参加対象者

民生委員・児童委員　２２名から聴取

◆内容

	期　　日	時　間	主　な　内　容
第１回	令和４年１１月４日	１４：００～	苓北町にある資源、不足しているもの抽出 課題解決のための短期・中期・長期目標設定

◆苓北町にある資源は何でしょうか

医療　病院　・猪口医院（訪問診察）
・苓北クリニック（訪問診察・訪問リハビリ・送迎）
・天草慈恵病院（入院・訪問診察・訪問看護・訪問リハビリ・送迎）
・苓北医師会病院（入院・送迎）
・はまゆう療育園
歯科　・荒木歯科　・青砥歯科
調剤薬局（薬品店）　・サイカイ薬局・苓北薬局・あべ薬局
・宮﨑薬品・民生堂・アタックス

介護　施設　・慈恵苑（老健、デイケア、ショート）
・楽洋の里(特養、デイサービス、ショート、個室)
・梧葉苑(地域密着特養、個室)
・臥龍園(老健、デイケア、ショート、２～４人部屋)
・菜の花(グループホーム、個室)
・はるかぜ（地域密着小規模多機能、個室）
・ひまわり(グループホーム、個室)
・耳赤庵
・和（住宅型有料老人ホーム）
・介護医療院
訪問介護　・ＪＣＳ２４　・ＪＡれいほく

福祉　・苓龍苑　・更生園　・整肢園　・はまゆう療育園
・保育園（６園）　・老人福祉センター　・グループホームきらめき　・すばる

・新ふれあい館　・苓北支援学校　　・老人会（クラブ連合会）　　・女性の会
・社会福祉協議会（地域包括支援センター、シルバー人材センター、サロン、権利擁護事業）
・苓北町役場（福祉保健課）　　・民生委員児童委員協議会
・地域の縁がわ（坂公、岡野商店、新ふれあい館、茶ろんなごみ、海辺のよりみち）
・サロン（坂瀬川、馬場、城下、上津深江、富岡、都呂々）
・食生活改善推進協議会
・ボランティア協議会　　・認知症カフェ（くれよん）　　・ひまわりの家
・福祉用具購入費補助　　・住宅改修費補助　　・緊急電話　　・ハリきゅう券
・買い物や美容室等送迎サービス　　・タクシー券　　・配食サービス
・（障がい）相談支援事業所

◆苓北町には何が足りないでしょうか

〇施設の充実
　産婦人科等診療科目のない病院、高齢者住宅、精神障害者施設、ひとり暮らし対象のグループホーム、誰でも泊まれるショートステイ施設、町営住宅、娯楽施設、美容・理容室等
〇移動手段の充実
　福祉（車椅子対応等）タクシー、巡回バス、通院・買い物等送迎
　巡回バスの範囲を広げる。時間にも考慮が必要。時刻表も見やすくする。
〇在宅医療・介護の充実
　往診・訪問歯科・訪問調剤・訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ
〇在宅福祉（通所）サービスの充実
　２４時間見守りサービス・訪問入浴サービス・食事援助（ミキサー食）・認知症対応型の通所サービス
〇２４時間対応サービス・夜間サービス
〇サロン（通いの場）の充実
　老人が集う（誰かの目がある）場所、高齢者と子どもが一緒に過ごせる場所
〇ちょっとしたことを頼める所、すきまを埋めるサービス
　ゴミの分別、ゴミ出し、買い物、窓ふき、溝掃除、商品の配達等
　　１００円単位の金を出してでも
　　ボランティア（若い人のボランティアグループ、電気に詳しい人など）
〇人材不足（人材を育成する機関・機会・場所）、人員不足の解消
〇地域ぐるみの支援体制、支え合い
〇病院、施設間の連携
〇事務の改善
　事務手続の代行、手続時間の短縮、介護の制約の緩和
〇情報の共有
　行政、民生委員、地区の方等
〇情報提供の充実
　福祉・介護に対するＰＲ、相談窓口、介護用品、施設の紹介
〇相談窓口の充実
　何でも相談できる所、オープンな窓口
　相談窓口を定めてあると、わからないことを尋ねやすい。
〇介護保険を受けなくていいように事前に支援する仕組み

〇生活が苦しい人はサービスが使えない
〇町の貸し出し、レンタルの充実
〇学習機会の提供　学習塾の充実　パソコン教室の開講

テーマ：高齢者が在宅で生活を続けていくために必要なこと

◆将来どのような在宅生活を送りたいですか

〇健康第一。元気に過ごしたい。自分の足で歩きたい。認知症にならないようにしたい。

〇寝たきりにならないで、最後はあっさり死にたい。ピンピンコロリが理想。

〇家族と一緒に過ごしたい。

〇障がいがあっても家で暮らしたい。

〇生きがいを見つけたい。趣味を生かしたい。趣味を持ちたい。

〇人を助けることができ、また助けてもらえるようになりたい。

〇社会や地域に関わっていけるような生活がしたい。誰か、何かの役に立ちたい。

〇家族の中で役割を持っていきたい。

〇家族、子どもに迷惑をかけずに過ごしたい。人の世話にならず、自分の力で生活したい。

〇子どもに迷惑をかけないように施設に入りたい。施設で気楽に過ごしたい。

〇年金をもらいながら畑仕事をしたい。体づくりができる場所に行きたい。

〇話し合える仲間、茶飲み友達をたくさん作りたい。

〇近所の人とのつきあいを大切にしたい。

〇車の運転ができなくなっても，送迎サービスを利用して買い物や病院に行きたい。

〇在宅でいろいろなサービス、支援を受けて暮らしたい。

〇急に困った時相談する人、場所がわかる。相談しやすい所がほしい。

◆そのために必要なことは何ですか？考え方、仕組み、施設など

〇予防的医療、介護のためまめに健診を受ける。

〇ラジオ体操等に行き、スタンプが集まれば何かもらえるようなシステム。

〇送迎システムの構築（巡回バス、介護タクシー、買い物、病院受診）

〇訪問サービスの充実（薬局が薬の配達、食料品等の配達、散髪）

〇ゴミの分別サービス（シルバーヘルパーや女性の会）

〇店で車椅子でも買い物ができるような案内人の配置

〇学校給食を利用した食事の提供

〇在宅サービスの整備（２４時間対応）

〇病院の体制整備（２４時間受入、往診、主治医以外でも往診が受けられる）

〇気軽にショートステイが利用できる体制の整備（制度外、すぐに、数を増やす）

〇温泉センターに介護職のスタッフがいると利用しやすい。

〇手伝ってほしい人、手伝いたい人を橋渡しするシステム。ボランティアの窓口。

〇介護保険などサービスにつながるまでの間のサービス

〇安否確認のための巡回。元気老人が一人暮らし家庭を。近所の人が声かけを。

〇おしゃべり、楽しみ、運動などできる場所、機会の確保（生き生きサロン、地域の縁がわ）

〇施設の開放（制度、お金が問題）

〇具体的な窓口を見やすく、わかりやすく住民に伝える。支援の内容を周知する。

〇家族（負担のある人）の集まりをつくる。集まりにサポートする人をつくる。

〇介護認定方法の見直し。介護保険利用限度額の撤廃。

〇地区活動比べで表彰してもらう。

〇何とかしようと考える人が集まる。

〇区長、民生委員、議員の協力を得る。

〇低所得者専用の住宅。高齢者が共同生活できる施設の整備。

〇病院、地域との交流

◆まずは何ができますか

〇自分のできることに参加する。

〇サークル活動に若い頃から参加する。予防が大事なので６０歳代から。

〇病院食の紹介(減塩、糖尿)

〇歩いて行ける範囲での縁がわづくり

〇近所とのつきあいを親密にする。

〇近所の人に自分の状態を伝える。（旗を立てるなど）

〇支え合う、連携をとりやすいシステムを作る。

〇男の人の教室を開く。（定年した人をリーダーに養成し、生きがいにつなげる）

〇サロンを充実させる（送迎、利用料を無料に、数を増やす、巡回する、部落単位で）

〇地域の行事をつくり顔見知りになる。話し相手をつくる。

〇行政がはいっていろいろな意見を聞く。

〇ニーズを探る。高齢者の方達は何を求めているのか。

〇病院や事業所からサロンへの指導者の派遣

〇勉強会の開催（認知症、介護保険、介護の仕方）

〇何か困った時相談にのってくれる所をつくる。

〇デイケア終了後の見守りを考える（地域で行う。児童と一緒にいる。時間を延ばす。）

〇高齢者と保育園、学校との交流を図る。（物作りの機会などをつくる）

〇健康体操など、まず自分で体を作ることを続ける。

（２）地域福祉計画策定委員会の開催

地域福祉計画策定にあたり広く住民の意見を聴取するため地域福祉計画策定委員会を設置し、医療保健等関係者、福祉関係者、社会福祉団体関係者、地域住民の代表者１１名を委嘱し、意見を出していただいた。

◆地域福祉計画策定委員会

	期　　日	時　間	主　な　内　容
第１回	令和５年３月　２日	１５：30～	第４次地域福祉計画（素案）について
第２回	令和５年３月２７日	１５：30～	第４次地域福祉計画案について

◆第１回会議で出た意見から

〇人口推移の予測を掲載してほしい。

〇担い手の育成について掲載してほしい。（複数年で経験を）

〇別途個別に各計画があるので、本計画はコンパクトでいいのではないか。

〇新型コロナウイルス感染拡大についての掲載をしてほしい。

〇高齢化について掲載をしてほしい。

〇地域住民の意見を、もう少しいれてはどうか。

◆第２回会議で出た意見から

〇相談窓口の一本化に努めてほしい。

〇重層的支援体制整備事業についての掲載はないのか。（今のところ、当事業については、導入を考えていない）

〇今後のスケジュールについて教えてほしい。（５月に公表予定）

３．取り組みの進捗状況

第３次計画に基づき進めてきた取り組みの進捗状況は、以下のとおりです。

基本目標１　ともに助け合い、支え合う地域づくり

基本施策１　地域福祉活動に関する住民参加の促進

地域コミュニティ活性化のため、平成１９年度から「苓北町地域が輝く行政区活動補助金交付条例」を制定し、活力に満ちた地域社会の形成を図ることを目的に、区の活動に支援しています。

住民がともに支え合う仕組みづくり構築のため、平成１９年度に苓北町虐待防止対策協議会及び苓北安心ネットワークを設立し、以後毎年代表者会議を開催し情報交換に努めるとともに、研修会を開催しています。

住民意識の向上と主体的参加促進のため、保育園児・障がい者・高齢者が一堂に集い、スポーツをとおした交流機会をつくる目的で、「福祉スポーツ大会」を開催しています。

また「広報れいほく」を活用して福祉関係団体の活動状況や健康づくりの記事を掲載するなどの啓発活動を行っているほか、健康づくり、自殺対策、認知症予防など各種講演会を随時開催しています。

しかし、令和２年１月、最初に感染が確認された新型コロナウイルスの感染拡大により、イベントや事業の廃止で、交流機会が失われ、地域福祉の促進に大きな影響をもたらした。

基本施策２　地域福祉を支える団体との連携

社会福祉協議会との連携強化を図るため、社会福祉協議会の事業を、広報れいほくで照会しています。また平成２４年度から子育て支援センターの業務を新ふれあい館にて開始し、多くの方々に利用されています。

ボランティア団体等への参加者の育成推進のため、女性の会、民生委員等に災害時の炊き出し訓練、救急法の講習会等を実施しました。さらに、ボランティアの人材を養成するために町内から広く募集し、ボランティア講習会も開催しました。また平成２８年４月に発生した熊本地震、令和２年７月豪雨球磨川水害への被災地支援のボランティアも本町から多く参加しました。

そのような中で、高齢者福祉に必要な老人クラブの会員の減少、女性の会の解散等新たな問題も生じています。

基本施策３　地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進する人材育成のため、町内小学校においても認知症サポーター養成講座を開催し、平成３０年度：６４名、令和元年度：８７名、令和２年度：８８名、令和３年度：７１名、令和４年度：６０名の参加を得て、リーダーの養成を行いました。

活動への参加を促す仕組みづくりのため、将来の福祉の担い手に関心を高めてもらいました。

基本目標２　適切に福祉サービスを提供するための仕組みづくり

基本施策１　福祉サービスの基盤整備

福祉サービス充実のため「苓北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画」「苓北町次世代育成支援行動計画」に基づき、各種福祉サービスが提供できるようにしています。

社会福祉従事者の専門性の向上のため、関係機関の職員が各種研修会に参加するとともに、サービス事業者へも医療・福祉の連携をテーマとした講演会や介護予防の研修会を開催しました。

基本施策２　安心してサービスを利用できる仕組みづくり

総合相談・苦情解決支援体制整備のため、役場福祉保健課、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会で随時各種相談を受けているほか、社会福祉協議会においては、民生委員、人権擁護委員が相談を受ける心配ごと相談、弁護士による法律相談も実施しています。

情報体制充実のため、「広報れいほく」において、児童・障がい者関係を含めた福祉関係団体の記事を随時掲載しています。

また老人クラブや各区からの要請による出前講座の実施、民生委員や町の訪問看護師による訪問指導等により情報の提供や要望等の把握に努めています。

基本目標３　誰もが安心して生活できる町づくり

基本施策１　地域資源の有効活用

日常的な見守り活動や助け合い活動推進のため、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯については民生委員の訪問、訪問看護師等による支援などを行っています。

また社会福祉協議会、民生委員や老人クラブを中心にサロン活動も３０箇所において継続的に実施しています。（一部休止中あり）

既存施設の有効活用のため、旧坂瀬川出張所・集会所を改修し、特定非営利活動法人ひまわりの家の運営による障がい者支援センターとして平成２９年１０月から活用しています。

また、新ふれあい館、坂瀬川公民館、坂瀬川岡野商店、富岡よもやま茶ろんなごみ、海辺のよりみちを「地域の縁がわ」に登録し、交流の拠点として紹介しています。

基本施策２　要援護者（要支援者・要配慮者）への支援体制

要援護者（要支援者・要配慮者）把握のため、平成１９年度に作成した要援護者（要支援者・要配慮者）名簿を、平成２３年度から民生委員の協力を得て毎年見直しを行っています。特に平成２８年４月に発生した熊本地震、令和２年７月豪雨球磨川水害の影響もあり、住民の関心も高く新たに登録された方も多数ありました。

情報共有のため、毎年更新した要援護者（要支援者・要配慮者）名簿を、各行政区（自主防災組織）、民生委員、苓北分署、苓北交番、社会福祉協議会、総務課防災担当に配付し、情報の共有化を図りました。

要援護（要支援者・要配慮者）者の支援方策として、登録された要支援者・要配慮者の方々に対して個別支援計画書を作成しました。これにより、普段は家のどこに居るのか、避難所までの経路はどうなのかなどが把握でき、緊急時に円滑に対応できるようにしました。

また災害時に一般の避難所では生活が困難な要援護者（要支援者・要配慮者）を受け入れてもらうため、福祉避難所として社会福祉法人慈永会、社会福祉法人慈正会と「災害時等における要援護者（要支援者・要配慮者）の緊急受入に関する協定」を締結し、緊急時の体制を整備しました。

第３章　計画の基本理念と基本目標

１．計画の基本理念

本計画では、苓北町の現状や課題を踏まえ、以下の視点から設定した計画の基本理念と基本目標を継承し、地域福祉の推進を図ります。

◆誰もが等しく

「誰もが等しく」という言葉には、世代を超え、障がいや病気の有無にかかわらず、男女の差がなく、その土地に住んでいる期間に関係なく、本町の住民の一人として平等にという意味があります。

地域で生活する上で困難なことや不安を抱えている人・世帯を、年齢や性別、障がいなどで差別することなく、「明日は我が身」の問題として取り組むことが必要です。

◆健康でいきいきと

地域福祉を推進するだけではなく、くらしの問題に最終的に関わってくるのは、健康でいきいきとした生活を送れるかどうかという視点になります。

地域福祉においては、身体的な健康は言うまでもなく、精神的な健康も考慮した視点が重要となります。

◆住民の主体的な参加

地域福祉は、住民一人ひとりが強制的にではなく、主体的に参加をすることに意義があります。身近な生活の場で、地域住民のヨコのつながりや対話・交流がますます発展していくよう、事業や活動に取り組むことが重要です。

◆地域の課題に応じた総合的な対応

仕事や雇用問題、移動手段、住宅・生活環境、教育問題など、福祉に関わる総合的な整備を抜きにして、安心安全で文化的な生活を送ることはできません。

そのためには、地域の特性と生活実態に応じた取り組みを進め、必要な施策・サービスを総合的に講じるための基盤整備と連携強化が必要です。

これらの視点から、本町では基本理念を以下のように設定しました。

＝　基　本　理　念　＝

ともに支え合い、誰もが安心して暮らせるまち

住み慣れた地域で、健康でいきいきと生活できるまち

２．計画の基本目標

「ともに支え合い、誰もが安心して暮らせるまち」「住み慣れた地域で、健康でいきいきと生活できるまち」を基本理念に、次の３つの基本目標を設定し、その実現を目指します。

（１）ともに助け合い、支え合う地域づくり

住民相互の助け合いの精神が生きる苓北町の特性を生かしつつ、更なる地域コミュニティづくりを図るとともに、人と人、団体と団体などのネットワークを構築し、全ての人が安心して、いきいきと、自立した生活を送ることができるように、ともに助け合い、支え合う地域づくりを目指します。

（２）適切に福祉サービスを提供するための仕組みづくり

地域で生活する住民の生活課題やニーズが福祉サービスに反映され、全ての住民がそれらのサービスを総合的・効果的に利用できるような仕組みづくりを目指します。

（３）誰もが安心して生活できるまちづくり

地域の人材や情報、活動といったソフト面の資源や、各種施設のハード面の資源など地域福祉に関わる地域資源の有効活用、育成、整備を図り、誰もが安心して生活できるまちづくりを目指します。

第４章　計画の施策の展開

１．施策の体系

計画の基本理念や基本目標に沿って、地域を構成する住民、行政、事業者、各種関係団体が地域の中での役割を果たしながら、協働、連携し、地域福祉を通じて、明るく住みよい町づくりの構築に次の取り組みを展開していきます。（表 4-1 参照）

基本目標１　ともに助け合い、支え合う地域づくり

基本施策１　地域福祉活動に関する住民参加の促進

（１）地域コミュニティの活性化

（２）住民がともに支え合う仕組みづくりの構築

（３）住民の意識の向上と主体的参加の促進

基本施策２　地域福祉を支える団体との連携

（１）社会福祉協議会との連携強化

（２）ボランティア団体等への参加者の育成推進

基本施策３　地域福祉の担い手づくり

（１）地域福祉を推進する人材の育成

（２）活動への参加を促す仕組み作り

基本目標２　適切に福祉サービスを提供するための仕組みづくり

基本施策１　福祉サービスの基盤整備

（１）福祉サービスの充実

（２）社会福祉従事者の専門性の向上

基本施策２　安心してサービスを利用できる仕組みづくり

（１）総合相談・苦情解決支援体制の整備

（２）情報体制の充実

（３）権利擁護事業の推進

基本目標３　誰もが安心して生活できるまちづくり

基本施策１　地域資源の有効活用

（１）日常的な見守り活動や助け合い活動の推進

（２）既存施設の有効活用

基本施策２　要支援者・要配慮者への支援体制

（１）要支援者・要配慮者の把握

（２）情報の共有

（３）要支援者・要配慮者の支援方策

表4-1

苓北町　地域福祉計画　施策体系図

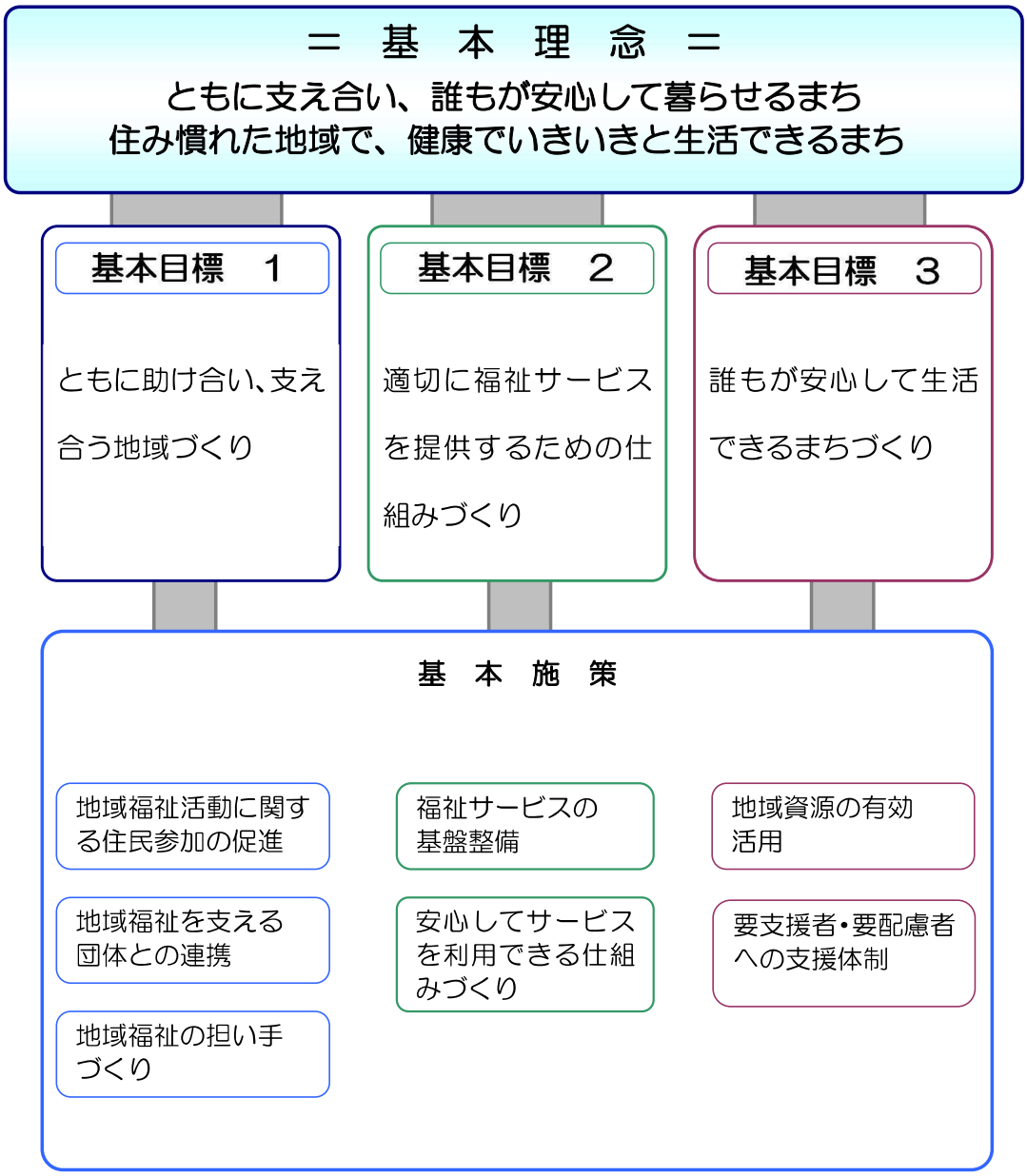

２．施策の展開

基本目標１　ともに助け合い、支え合う地域づくり

基本施策１　地域福祉活動に関する住民参加の促進

（１）地域コミュニティの活性化

本町は５１の行政区で組織され、それぞれが区長をリーダーとする自治組織や隣近所の協力の中で、福祉、防災、環境衛生などで見られるように「お互い様」の精神で地域コミュニティの役割を果たしてきました。

しかしながら、転入者を中心に自治会への未加入者や地域活動に参加しない住民が近年増加しており、人と人とのつながりが弱くなってきています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大で、集会ができない状況にあります。早い収束を期待し、行政区ごとに会合やレクレーション行事等が開催でき、住民相互が顔見知りになって、日頃から交流の必要があります。しかし、高齢化が進み、役員の担い手不足が深刻な問題となっています。

今後さらに地域コミュニティを生かして地域福祉を推進するために、行政区で動くためには区長の協力が不可欠であり、区長を中心に地域住民一人ひとりの地域活動への参加促進を図るとともに、行政区組織や自治会活動などの地域活動の活性化を支援します。

（２）住民がともに支え合う仕組みづくりの構築

少子高齢化や核家族化が進む中で、特に一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯が本町においても年々増えており、そのような高齢者の方々は、これからの生活に対して不安を抱えておられます。高齢者福祉の推進役となる老人クラブ等団体の活動は大切です。社会参加による仕組みも、生きがいづくりにつながります。

また近年、高齢者、児童、障がい者への虐待、配偶者からの暴力、ひきこもり、孤独死・自殺、子どもをねらった犯罪、雇用不安や病気による生活の困窮などが社会問題となり、災害時における高齢者や障がい者への対応の遅れなども指摘されています。このような問題は、近所付き合い、地域の見守りや支え合いによって状態が深刻化する前の早期発見など初期的な対応が期待できます。

本町では、平成１９年度に虐待防止をキーワードに児童・障がい者・高齢者の虐待、配偶者からの暴力（ＤＶ）等の問題を総合的に取り組むために、虐待防止対策協議会及び苓北安心ネットワークを設立しています。（表４-２参照）今後この組織を充実発展させ、住民と行政の協力体制強化、最新情報の提供・共有を図り、住民がともに支え合う仕組みづくりの構築を目指します。

表4-2　**苓北安心ネットワークイメージ図**

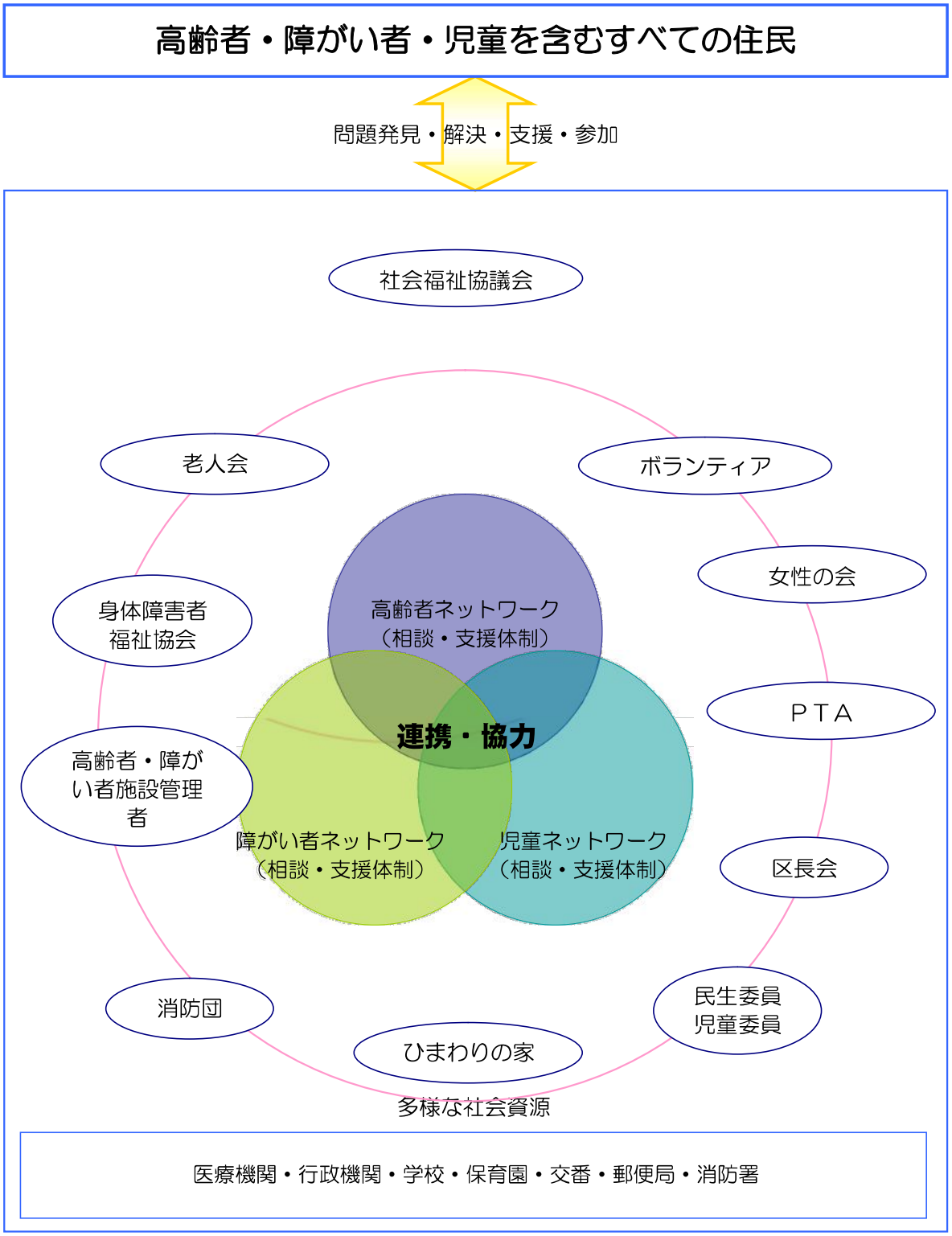

（3）住民の意識の向上と主体的参加の促進

多様化・複雑化する福祉ニーズに対し、適切なサービスの提供を図るには、事業者や地域住民の協力なくしては実現できません。そのためには、それぞれの立場においてその役割を分担し、支え合いながら地域福祉を推進するという住民意識の向上と主体的な参加の促進が望まれます。さらには、地域における課題を地域住民自らの課題（我が事）として主体的に捉え、地域活動を通じて住民が把握した課題について、包括的（丸ごと）に受け止めることができる場や機能が重要となってきます。

しかし、民生委員・児童委員協議会の話し合いの中では、地域ぐるみの支援体制や支え合いが不足している、地域のつながりが不足しているという意見があげられています。

今後は、住民の福祉への関心度の高さを踏まえ、地域住民の一人ひとりが持っている特技や知識、経験を活用しながら、福祉活動に対する意識の高揚を図り、参加できる機会やきっかけづくりを進め、地域福祉の担い手の育成を図ります。そのために医療・介護・福祉と多くの職種や、違う年代、違う地域の人と知り合う機会をつくります。また、公民館、保育園、小中学校や老人クラブ、区長会、社会福祉協議会等と連携し、もの作りやスポーツ等を利用した世代間交流を進め、住民同士の交流機会をさらに増やすとともに、自助・共助の必要性について住民に広く知ってもらうための啓発を行政と事業所、ボランティア等が協力して行います。

基本施策２　地域福祉を支える団体との連携

（１）社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に位置付けられた団体です。地域における住民組織と公私の社会福祉関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らせる町づくりの実現という重要な役割を持っています。

しかし社会福祉協議会について、「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」という意見もよく聞かれます。

今後は、社会福祉協議会を地域福祉推進の中核的な組織と位置付け、その機能を十分発揮できるように支援します。また引き続き「広報れいほく」で社会福祉協議会だよりのページを使って、社会福祉協議会やシルバー人材センターの活動内容等について周知していきます。

（２）ボランティア団体等への参加者の育成推進

地域福祉を推進していくためには、新たな担い手の発掘、幅広いボランティア活動ができる人材やそれを支える人材の育成が必要です。

しかしながら、本町にもボランティア団体やＮＰＯ団体がありますが、加入者は限られており、またほとんどの人は各種ボランティア活動にも参加していない状況です。

平成２８年４月に発生した熊本地震でのボランティア活動参加の報道や報告などから、ボランティア活動への参加意識は以前よりも高まっているように感じられます。町内においても避難訓練や炊き出し訓練、救命・救急訓練等の取り組みが少しずつ増えています。

今後、誰もが身近な所でボランティア活動に参加できるように、支援ができる環境整備、講習会の開催など、関係団体等との連携を図り、ボランティア活動参加者の活動に向けて取り組み、新たなボランティアグループの設立を目指します。

なお手伝いたい人と、手伝ってほしい人との橋渡しをするシステムを構築し、ゴミ出しや電球の取り替えなど短時間でできる簡単な作業への取り組みも、ボランティアグループ、シルバー人材センター、ＮＰＯ法人、女性の会などで、利用者に低額の料金を負担することも含めて検討していく必要があります。

基本施策３　地域福祉の担い手づくり

（１）地域福祉を推進する人材の育成

地域福祉を推進していくためには、地域住民、事業者、関係団体、行政が連携して取り組まなければなりません。

そのためには、事業者や関係団体だけではなく、より多くの住民が地域福祉について関心を持ち、地域を愛し、地域をよくしていこうと思うことが重要で、こうした気持ちを育み、地域を支える人材を増やしていくことが必要です。地域の中で一部の人が役割を担うのではなく、子どもから大人まで地域住民みんなで地域福祉を進めていくことが重要です。

地域活動を活発にしていくには、地域推進役の人材が必要です。高齢化による人材不足が大きな悩みですが、そのような構造の中で人材を育成していかなければなりません。

今後は、時代の流れを見極め、その時代にあった人材の育成に努めていきます。

また、生きがいを求めている退職を迎えた団塊の世代が多数いる中で、その方々が地域活動の推進役として活動できる場を広げるとともに、意欲的な人材を発掘し、新たなリーダーを養成します。

（２）活動への参加を促す仕組みづくり

地域福祉活動に参加する人がいつも同じ顔ぶれとなってしまい、地域福祉活動が停滞することも少なくありません。このような活動には、いろいろな地域住民がかかわることが重要となります。

しかしながら、若い世代は子育てや仕事で時間がないため、ボランティアや地域活動に参加しにくい側面もあります。そのためには、地域活動を夜間や休日に設定したり、活動中に子どもを預かるボランティアを育成したりして、若い世代が地域と関わる環境を整え、地域福祉の担い手づくりにつなげる必要があります。

また、地域には様々な能力や知識、経験のある人や、「誰かの役に立ちたい」「地域に貢献したい」と思っている人がたくさんいます。そこで、気軽に参加できるような身近なボランティア活動を紹介する等、参加のきっかけづくりを促進するとともに、ボランティア育成講座や、ボランティア研修などで人材育成を図っていく必要があります。

高齢者の地域活動への促進では、元々外へ出ることが嫌いな人や送迎をしてもらわないと参加できない人、トイレなどが心配で参加しない人もいるため、繰り返し

声かけをすることや、送迎の手配、身近な手伝いをしてくれるボランティアを配置するなどして、活動へ参加しやすいように努めます。

基本目標２　適切に福祉サービスを提供するための仕組みづくり

基本施策１　福祉サービスの基盤整備

（１）福祉サービスの充実

すべての住民が、住み慣れた家庭や地域の中で、安心していきいきと自立した生活を継続することを望んでいます。そのためには、医療・保健・介護・福祉など多職種の関係機関との連携により、住民ひとりひとりの状況に応じた、様々な福祉サービスの提供が必要となります。

本町は医療・介護・福祉とハード面での施設整備はかなり進んでいますが、今後も高齢者が共同で生活できる施設など、需要に応じた施設整備を民間事業者の協力のもと進めていきます。

さらに本町では、「苓北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「苓北町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「苓北町子ども･子育て支援計画」などの計画を策定し、福祉サービスの充実を図っています。

しかし、近年の福祉サービスは、介護保険制度や障害者関係法律に基づく制度の改正などを背景として、サービスの質・量ともに拡大し、今後はさらに少子高齢化や地域の福祉の複雑化が進むことで、益々その需要が拡大すると考えられます。

また、本町で実施している各種福祉サービスについて、サービスがあることを知らなかったという声もたびたび聞くため、住民にわかりやすくサービス内容をお知らせするとともに、引き続き住民のニーズ調査等を行って、高齢者への送迎や訪問、配食、柔軟な施設利用、２４時間対応や小さな困りごとを解決する福祉サービスを充実していくことが重要になってきます。

今後は、各計画に基づき、関係機関や関係団体、事業者等と連携を図りながら福祉サービスの充実に努めるとともに、各計画の進捗状況の確認・評価を実施、必要に応じて見直しをすることで、計画に基づく適切な事業の実施を図ります。

（２）社会福祉従事者の専門性の向上

地域福祉を推進していく中で、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の相談、訪問指導等が行われていますが、社会情勢の変化に伴い年々件数も増大し、内容も複雑、多岐に亘ってきています。

そのため、サービスの種類、必要性、提供体制なども考慮して、当事者・周囲の人の役割、行政が行うサービスの範囲など明確にする必要も生じています。

今後は、関係機関や社会福祉協議会、サービス事業者などに対し、福祉に関する研修会等を開催し、福祉に携わる人材の資質及び専門性の向上を図ります。

基本施策２　安心してサービスを利用できる仕組みづくり

（１）総合相談・苦情解決支援体制の整備

高齢者・障がい者・生活困窮者・子育て等に関する相談は、年々増加傾向にあり、さらには虐待や引きこもり、心の病、自殺問題など新たな課題が浮き彫りとなってきて、相談内容も複雑化・多様化しています。老後のこと、健康のこと、家族のこと、仕事等と不安や悩みも多く抱えている様子が見受けられます。

現在、本町においては、役場福祉保健課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の公的機関や、子育て支援センター、障がい者の相談事業所、介護施設等の民間事業所等と連携を図りながら、相談の解決に努めています。しかし住民からは、相談窓口がわからない、相談内容ごとに相談先が違い気軽に相談に行きにくいという意見がよく聞かれ、相談機関が十分に活用されていない状況です。

今後は福祉保健課を中心に、各関係機関と検討をしながらも、保健、医療、福祉の各分野は当然ながら、福祉関連以外の分野（商工・農林・土木・防災・社会教育・環境等）との連携を図り、ネットワークを構築しながら、地域住民が様々な相談を気軽に相談できる体制、何でも相談できるような相談窓口の一本化、いつでも相談できるようなオープンな窓口を整備し、相談体制の充実に努めます。

また、より身近な相談相手としての民生委員を知らない町民の方もおられるので、広報等で民生委員の活動を紹介するとともに、社会福祉協議会の心配ごと相談事業の周知を図り、より有効に活用できるよう啓発していきます。

（２）情報体制の充実

介護保険制度や障がい者支援制度など、福祉サービスが「措置」から「契約」による利用方法へ移行しました。利用者が多様で良質なサービスを主体的に選択し、円滑に利用できるためには、利用者である住民に対して、制度やサービスに関する必要な情報をわかりやすく提供することが必要となっています。

また、現在行っている他の福祉サービスについても、福祉サービスを必要としている人に、その情報が身近に提供される仕組みづくりが求められています。

福祉サービスを安心して利用するためは、どのような支援があるかとか、サービスの内容や利用料はどうなっているか等の情報がわかりやすいことが大切です。

今後は、利用者が安心してサービスを利用できるようにするために、サービス自体の周知はもとより、サービス内容等について広報誌やパンフレット、町のホームページ等にわかりやすく掲載するなど、情報を発信していきます。

しかし情報を発信する側が一律に発信しても、実際にサービスを受ける高齢者や障がい者が必要な情報になっているかどうかわからないこともあります。

このため老人クラブや障がい者団体との懇談会等を通じて、どのようなサービスを必要としているのか、どのような情報が欲しいのかを把握する必要があります。

また、社会福祉協議会やボランティア団体、福祉関連事業所や病院等関係団体との連携により、介護保険や認知症、介護支援方法等の講習会を開催するほか、老人クラブや各区からの要望による出前講座の実施、訪問看護師等による訪問指導、民生委員の訪問活動、サロンへの事業所からの指導者派遣など情報提供活動を推進することにより、情報提供の充実を図ります。

（３）権利擁護事業の推進

【課題と方向性】

○地域に暮らす一人ひとりの町民の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。

○成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度を高め、利用を促すとともに、後見活動や日常生活支援を担う後見人や支援員の担い手を増やしていく必要があります。

○今後の高齢化の進行によって増えることが予想される認知症については、権利擁護の推進だけでなく、町民が認知症による正しい知識を増やし、保健医療機関と連携し、早期診断・早期対応や予防に努める必要があります。

○成年後見制度は後見人の担い手の不足が指摘されており、専門職後見人を補う市民後見人の役割が期待されています。

【具体的施策】

① 中核機関を立ち上げ、権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行ないます。

② 成年後見制度の利用促進を行います。本町では成年後見人報酬助成、成年後見町長申立を行っています。今後は相談窓口の周知と制度が必要な町民の利用支援を行います。

③ 将来の市民後見人育成に向けた後見制度の周知を行っていきます。

④ 現在、社会福祉協議会では法人後見の資格取得を目指しています。

基本目標３　誰もが安心して生活できるまちづくり

基本施策１　地域資源の有効活用

（１）日常的な見守り活動や助け合い活動の推進

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者などは本町においても年々増加し、地域内での日常的な見守りが大切になっています。町では苓北安心ネットワークを設置し、参画している構成団体や地域住民同士の見守り活動の推進や民生委員、訪問看護師、シルバーヘルパー等の訪問活動による支援を行っています。

今後は、区長、民生委員、地域住民と行政との連携を密にし、予防や深刻化防止を含めた早期の対応を図るとともに、地域でも住民の協力体制の下でネットワークを強化し、さりげない見守り活動を実施するなどして、住み慣れた家で安心して暮らせるようにしていきます。

また本町では町内全域に光ファイバーが整備され、光インターネットサービスを利用することができます。高齢者もインターネットやスマートフォン・携帯電話を利用する人が増えており、今後はこのような IT 技術を活用した、新たな見守りの方法も検討していく必要があります。

さらに、社会福祉協議会が民生委員やシルバーヘルパーの協力により実施しているサロン活動は、高齢者のおしゃべりの場の確保、楽しみづくりはもとより、軽い運動による生活機能低下の予防などを目的に実施しています。新型コロナウイルス感染拡大でサロン活動も停滞していますが、収束とともに再開していきます。

今後は送迎や、サロン同士の交流会実施、サロン指導者の派遣や少人数での実施などにより新たな会場を増やすことにより、参加者増を図って高齢者が生きがいをもって生活できるように努めます。

（２）既存施設の有効活用

住民が主体的に地域活動を行うため、話し合いや情報交換ができる拠点や、交流の場の確保が必要です。さらに課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点整備も必要です。

そのためには、自主的な地域福祉推進に向けて、地域の力を育て、大きくするため、各公民館や保健センター、老人福祉センター、コミュニティセンター、志岐集会所など既存の公的施設や、地域の福祉施設など民間の地域資源を有効に活用できるように検討を進めます。

また熊本県で、誰もが集い、支え合う拠点づくりとして進めている「地域の縁がわ」に町内でも５箇所が登録されていますので、町民に広く紹介し、利用促進を図るとともに、新たな場所の発掘に努めます。

まずは、地域の人にとって一番身近なものである地区の公民館、集会所を一時的に開放していただくよう働きかけ、地域の人が気軽に集まって、お茶を飲んだり話ができるようにしていくことを目指します。

基本施策２　要支援者・要配慮者への支援体制

（１）避難行動要支援者・要配慮者の把握

災害時に迅速な救援活動を行うためには、避難行動要支援者・要配慮者の把握が必要です。このため、平成１９年度に民生委員の協力を得て、災害時要援護者（当時）の登録名簿を作成しました。さらに、平成２３年度からは名簿の見直しと新規登録者の把握を毎年行っています。

また、現在支援・配慮の必要があると思われる方や状況の変化により一人暮らしになられた方などで、名簿に登録されていない方については、要支援者・要配慮者登録制度について広報等で周知し、自ら要支援者・要配慮者名簿への登録を希望する者の把握に努め、随時登録していきます。

情報の更新については、行政のみでは情報を詳細に把握することは困難なことから、地元区長に協力をいただきながら、民生委員により年２回実施している、高齢者世帯友愛訪問調査等を活用し、毎年の見直しをお願いするほか、要支援者・要配慮者本人、代理人及び関係者が町福祉保健課へ届け出ることとします。今後も最新の情報を取得した場合は、更新に努めていきます。

（２）情報の共有

要支援者・要配慮者については、平常時の見守りや災害時の避難支援、救援活動には関係機関と情報を共有することが必要です。災害時要支援者・要配慮者登録申請書には、登録内容を近隣協力員・担当民生児童委員・社会福祉協議会・行政区等災害支援機関及び・災害対策本部・消防署・消防団等防災関係機関並びに警察署に情報提供することの同意を得ています。そのため、登録者名簿については、区長、民生委員、消防関係者、警察、社会福祉協議会に情報を提供しています。

ただし、共有する災害時要支援者・要配慮者の情報は、その多くが社会的弱者の個人情報であることから、苓北町個人情報保護条例の趣旨を十分に理解し、個人情報の保護に努めます。

（３）要支援者・要配慮者の支援方策

本町では、「苓北町振興計画第１３期基本計画」及び「地域防災計画」に基づき、平素から住民の防災意識を高め、災害予防に努めるとともに、災害時に迅速かつ的確に対処できるように住民を含めた町内の防災体制の整備や、天草島内での広域的な防災体制の確立に努めています。

しかしながら熊本地震をはじめとして、近年発生した地震や風水害等の災害において、多くの高齢者が被災されるなど、災害時要支援者・要配慮者の避難支援対策の推進は重要な課題となっています。

今後、区長・民生児童委員を中心とした地域での見守り活動の強化をお願いするとともに、個別支援計画書を作成し、円滑な避難行動ができるように努めていきます。

また、災害が発生し避難所での生活を余儀なくされた場合、一般の避難所では生活が困難な被災者を一時的に受け入れていただくため、福祉避難所の開設を町内２法人と協定を締結しています。

また、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、地域住民で組織する自主防災組織について、組織の活動支援や、未結成の自治会の組織化を推進し、自主防災会組織の拡充を図ります。

第５章　計画の推進に向けて

１．計画の推進

（１）計画推進体制

地域福祉計画は、「第７次苓北町基本構想（令和２年度～令和１１年度）」を含む既存計画（高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援計画等）と密接に関係しています。

そのため、庁内の関係各担当が所管する事業の点検・評価を通じて、本計画の推進に努めます。計画の推進にあたっては、関係各担当が連携を図ることが重要であり、庁内の推進体制づくりを進めます。

また、住民・関係団体・事業者・行政が連携し、それぞれが一体となった地域福祉推進のための体制整備に努めます。

（２）計画の公表・周知

本町ホームページや広報紙等により、地域福祉計画策定のお知らせを掲載し、情報公開を行います。

２．計画の進捗状況・評価

庁内の進行管理体制を確立し、定期的な点検を行い、必要に応じて住民の意向を把握し、施策の検討や調整を行います。

また、社会福祉協議会をはじめとする関係団体と緊密な連携を取りながら、計画の進行管理を行います。（表５－１参照）

策定から計画期間が完了する前に、本計画に対しての評価を関係団体と共に実施することにより、新規に追加する事項や改善点等を追求し、よりよい地域福祉の推進と本計画以降の策定に役立てていきます。

表５－１

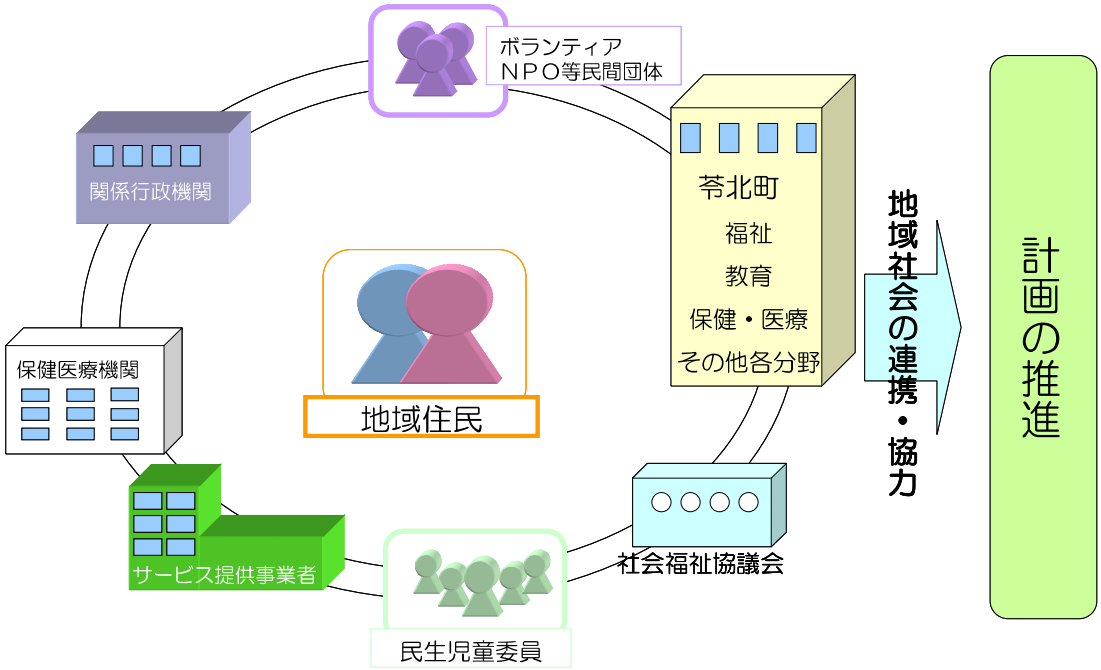
ボランティア
ＮＰＯ等民間団体
関係行政機関
苓北町
福祉
教育
保健・医療
その他各分野
地域住民
保健医療機関
サービス提供事業者
民生児童委員
社会福祉協議会
地域社会の連携・協力
計画の推進

参考資料

苓北町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法第１０７条に規定する市町村地域福祉計画（以下、「計画」という。）の策定にあたり、地方自治法第２条第４項の基本構想に即し地域福祉の推進について、広く住民の意見を聴取するため、苓北町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は次のとおりとする。

（１） 計画の策定に関すること。

（２） 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること

（組織）

第３条　委員会は、委員１１名以内をもって組織する。

２　委員は次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

（１） 医療保健等関係者

（２） 福祉関係者

（３） 社会福祉団体関係者

（４） 地域住民の代表者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置く。

２　委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。

３　委員長は会務を総理し委員会を代表する。

４　副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は委員長が招集し委員長がその議長となる。ただし、最初の委員会は、町長が招集する。

（関係者の意見）

第７条　委員長は必要があると認めたときは、委員以外のものに会議への出席を求めて意見を述べさせ、もしくは説明をさせ、または必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は令和５年２月１４日から施行する。

（失効）

この要綱は、第４次苓北町地域福祉計画が策定された時にその効力を失う。

苓北町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分		氏名	所属・役職
医療保健等関係者	医師代表	永野　忠相	医師会苓北部会長
	介護支援専門員代表	稲尾　須磨子	町介護支援専門員会会長
福祉関係者	民生委員代表	時尾　継光	民生委員協議会長
	社会福祉協議会	宮﨑　裕昭	社協事務局長
	保育所連絡協議会	山下　正道	会長
社会福祉団体関係者	身体障害者福祉協会	蓑上　政喜	会長
	老人会代表	富田　勝征	町老人クラブ連合会長
地域住民の代表者	坂瀬川地区	田尻　幹雄	地区区長会長
	志岐地区	吉田　勝志	〃
	富岡地区	野﨑　博	〃
	都呂々地区	岡田　晴喜	〃

用　語　解　説

○ボランティア

自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人又は活動。自発性、無償制、社会性、創造性などを原則とする。

○ＮＰＯ，ＮＰＯ法人

住民が主体となって社会的な活動を行っている、民間の非営利組織のこと。非営利とは、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味し、収益を上げることを制限するものではない。狭義では、平成１０年１２月施行の特定非営利活動促進法により法人格を取得した NPO 法人のことをいい、広義では、公益的な活動を行う非営利団体すべてを指す。

○地域コミュニティ

直訳すると地域社会、地域共同体となる。同じ地域で生活する住民が、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会を指す。

○自主防災会

「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自発的に行政区単位で結成する組織のこと。町内では、西川内・和田・浦・松原・中・小路・川向・木場・鶴・中尾・志岐山・平山・城下・釜・中通・天神木・馬場・浜之町・明神山・紺屋町・白木尾・内田・年柄・下向・的場・尾越・春の迫・一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・出来町・都呂々一区・浜・古里・上・本郷・木場地区の３９組織（４３行政区）で結成されている。

○バリアフリー

どのような障がいを持つ人も安心して暮らせるバリア（障壁）のない状態のこと。住環境など物理的なバリア（障壁）だけではなく、免許取得を制限する欠格条項など社会制度上のバリア（障壁）や偏見など人々の意識に潜むバリア（障壁）を含めて意味する。

○ユニバーサルデザイン

空間作りや商品のデザインなどに関し、高齢者や障がい者など、誰もが利用しやすいデザインを初めから取り入れておこうとする考え方。

○多職種合同カンファレンス

町内の医療･介護･福祉･保健施設等の多職種の人々が一同に集まり、特定のテーマについて検討会議を行うことを通じて、意見交換等を行うこと。

○中核機関

権利擁護支援を必要とする区民の方を迅速に適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウなどを段階的に蓄積しながら、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担います。